



地方公共団体の取組 ～地域レベルでの取組の推進に向けて～

地方公共団体では、広域的な取組の気運を醸成する取組から、地域活性化に寄与する取組に至るまで、オリジナリティあふれる取組が幅広く展開されています。

ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン

たとえば、八都県市※の場合

八都県市が共同して、事業者や住民一人ひとりが、ワークライフバランスの重要性を理解し、働き方を見直す契機とするために「八都県市仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進キャンペーン」を、平成19年度から3か年計画で実施。

【主な事業】

- 八都県市ワーク・ライフ・バランス共同アピール
企業・事業所や住民の方々に対してワークライフバランスの推進を広く呼びかけ。
- 定時退社及び定時退庁の働きかけ
- ワーク・ライフ・バランス実践アイデア募集
- 八都県市共同アンケート（企業・事業所対象）
- ワーク・ライフ・バランス企業事例集の作成



※八都県市……埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市

推進アドバイザーの派遣

地域の社会保険労務士等の有識者をアドバイザーとして地域企業に派遣し、仕事と生活の調和の必要性や具体的な取組例などの紹介等を通じて、企業の具体的な取組を支援する。

★アドバイザー事業を実施している地方公共団体
青森県、秋田県、山形県、栃木県、埼玉県、石川県、三重県、兵庫県、山口県、佐賀県、長崎県、熊本県、横浜市、京都市、豊田市等

育児休業制度等の積極活用の促進

たとえば、秋田県（お父さんも育休促進事業）の場合・・・

両立支援経営アドバイザー等により事業所内研修を実施する企業において、男性従業員が10日以上の子育休取得した場合、事業主には20万円、休業取得者には5万円の奨励金を支給。

★奨励金・助成金・補助金制度を有する地方公共団体
秋田県、福島県、茨城県、東京都、福井県、兵庫県、東京都千代田区、文京区、滋賀県愛荘町、兵庫県三木市等

子育て応援宣言等の企業登録推進

たとえば、福岡県の場合・・・

経営トップが従業員の子育てを応援することを自主的に宣言。県は、登録証の交付に加え、各種の広報媒体で企業名や取組内容を広く県民にPR。公共工事等の入札参加優遇制度も導入し、企業を後押しする。（宣言の観点）

- ① 育児休業を取りやすい職場づくり
- ② 育児休業期間中の職場とのコミュニケーション維持
- ③ 円滑な職場復帰に向けた支援
- ④ 職場復帰のための弾力的な勤務時間の配慮



★企業に対する登録・認定事業を有する地方公共団体
秋田県、山形県、福島県、栃木県、千葉県、東京都、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、宮崎県、沖縄県、京都市、茨城県笠間市、東京都新宿区、八王子市等

Point



さらに詳しく知りたい方は、次をご参照ください。

★「地方公共団体における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に関する事例集」（平成20年3月 内閣府男女共同参画局）概要

★都道府県等の担当課（都道府県の仕事と生活の調和推進窓口）

※いずれも、「仕事と生活の調和推進ポータルサイト」（<http://www8.cao.go.jp/wlb/>）

→「地域の取組」ページへ